

# イラン

## 制裁解除後の課題クリアを

ジェトロ海外調査部中東アフリカ課 山本 洋一

2016年1月、イランに対する核関連の経済制裁が解除され、世界各国がイランとのビジネス再開に動き出した。その後の経過を見ると、期待通りには進んでいないようだ。課題は残るが、そのハードルをクリアすれば道は開かれる。今後の着実な進展に期待したい。

#### イランビジネスへの期待高まる

イラン経済は制裁による影響で疲弊しきっていた。 実質 GDP 成長率は 2012、13 年と 2 年連続でマイナス となり、消費者物価上昇率も 30%超を記録。13 年に政 権の座についたロウハニ大統領にとっての最大の課題 は、いかに対イラン制裁解除を実現させ、グローバル 経済への復帰を通じて同国経済を回復させるかだった。

16年1月16日の制裁解除を受けて、最初に動いたのは中国だった。1月22日、習近平国家主席は初のイラン訪問を実現。中国の一帯一路戦略で陸路の一部を占めるテヘランーマシュハド間高速鉄道への資金協力を含む、経済・技術分野での17の合意文書を交わした。

日本政府の動きも早かった。2月2日、タイエブニア経済財務相来日時には、二国間投資協定に署名。同時に日本政府から100億円規模の与信枠と資金供与が約束された。その後も、スイス、イタリア、ベルギー、オランダといった欧州諸国や、韓国、マレーシア、イ



ビジネスフォーラムに登壇したザリフ外相 (2016年12月7日)

ンドなどのアジア諸国 の国家元首が、テヘラ ンを訪問した。

イラン側の動きはど うか。ロウハニ大統領 が1月25日にイタリ アとフランスを歴訪、 エアバス購入契約をは じめインフラ整備や自 動車分野での合弁による経済関係強化を図った。その後も大統領やザリフ外相の海外歴訪が相次いだ。インフラ整備投資や経済関係強化に関する欧州・アジア諸国との覚書(MOU)が交わされるなど、イランビジネスへの期待は一気に高まった。

#### 欧州・中国・ロシアのアプローチは…

欧州の中でも特に目立つ動きを示したのがフランス。エネルギー分野では、石油化学の研究・開発大手のトタルが16年1月末、欧州勢としては制裁解除後初となるイラン原油輸入再開の契約を結んだ。同年3月にはイラン最大級のアザデガン油田の開発・技術協力に関するMOUを締結した。自動車分野ではPSAグループが同年6月に、ルノーは11月に、それぞれイラン企業との合弁事業を発表。制裁解除直後にイラン航空とエアバス118機を販売する契約を締結したエアバス社は、17年3月末までに3機を納入した。

ドイツでは、民間企業の動きが目立った。歴史的に イランとの関係が深いシーメンスは16年2月、油田・ ガス田開発機器分野の合弁製造事業についてイラン石 油省と協議を開始、同年3月にはイラン企業へガス タービン製造ライセンスを供与すると発表した。17 年1月にはイラン国鉄から車両50両を受注、本稿執 筆時点(17年4月24日)では、変電設備の合弁製造 事業の協議を進めている。自動車分野では、16年1 月にダイムラー、同年10月にはフォルクスワーゲン の合弁事業が発表された。化学分野では同年6月に BASFのテヘラン事務所開設が発表されている。

経済制裁下にあったイランとのビジネスを維持しイランとの輸出入取引で第1位の座を占めたのは中国である。前述の高速鉄道のほか、油田・ガス田開発、原子力発電所建設、鉱物資源開発などで、対イラン協力

を発表している。インフラ開発においてもまた、中国 が重要な役割を果たしている。上海協力機構、アジア インフラ投資銀行 (AIIB)、シルクロード国際商工会 議所(SRCIC)など多国間協力機関を絡めた多面的な 取り組みが行われている。

政治・安全保障面で影響力を示しているのはロシア だ。特にシリア内戦問題では、イランとともにアサド 政権を支持し、反政府派を支持するトルコを交えた3 カ国による問題解決において主動的役割を果たす。中 東地域の紛争解決・安定化において影響力が弱まった 米国とは対照的に存在感を強めている。穀物・食糧な どの貿易も確実に増加している。

### 制裁解除後も残るハードル

制裁解除後のイラン経済指標を見ると、原油の産出 量、輸出量ともに回復が目覚ましい。いずれも制裁前 の水準まで復活して経済成長をけん引していることが 分かる。17年2月時点で、IMFは16年度(16年3 月~17年3月) におけるイランの実質 GDP 成長率を 6.6%と予測している。

しかしながら、制裁解除後にイランが世界各国と締 結した MOU の多くはいまだ最終契約には至っておらず、 大型プロジェクト案件もほとんど実現していない。IMF もイラン経済の指標上の回復については評価している。 だが、製造業への投資など失業率改善に期待された外 国資本による製造業への投資案件は想定通りには進ん でいない。それは、制裁解除直後の大きな期待の陰に 隠れて見えなかったハードルが存在していたためだ。

そのハードルとは何か。第1に、米国のスナップバッ ク (制裁の解除・緩和の取り消し措置) 条項が挙げら れる。今回の制裁解除は、イランが核合意に違反した 場合はすぐに制裁を復活させるという条件付き。同条 項は、国連や欧州のルールでは発動されたとしても、 それ以前に締結した契約に遡及して適用されることは ない。しかし米国のルールでは、発動後 180 日間の猶 予期間内に残務処理を行ってイランとのビジネスを終 了させない限り、発動以前に締結した契約にも遡及し て適用され、ペナルティーが科されるのである。第2 は、米国の制裁がいまだ残存する点。米国が今回解除 したのは核問題に関する制裁だが、テロ支援や人権侵 害を理由とする制裁は、依然として残されている。

1996年に米国で制定されたイラン制裁法は、16年12 月末に失効する旨規定されていたが、26年12月末ま でその効力を延長するイラン制裁延長法が成立した。

イラン側にも課題がある。IMFは、金融システム の改善と二重為替制度の解消などを克服すべき課題と して指摘している。日本企業も、イランにおける知的 財産権保護、通関手続き、通信インフラといったビジ ネス環境面での改善を望む声を多く寄せている。イラ ン政府は、国際会計基準の導入、信頼できる経済統計 資料の公表などを通してビジネス環境をさらに整備し、 WTO 加盟の準備を進めるとしている。だが、環境整 備が実現するにはもう少し時間が必要となろう。

上述のように、イランビジネスにはハードルがある ことは確かだ。だが見方を変えれば、これらハードル を克服しさえすれば、今後は進展し得る可能性が広 がっているともいえるのではないか。米国トランプ政 権が誕生しイランへの逆風は強まったようだが、国連 も承認した多国間合意であるイランとの核合意につい て、米国が一方的にこれを破棄することはできない。 イラン側も制裁復活を望んではいない。従って、イラ ンが合意を順守し続ける限りは、スナップバック条項 が発動される事態は起こり得ないのだ。

前述したフランスやドイツ企業がどのように考えて いるかは分からない。ただ、両国の企業がイランとの ビジネスに関する情報を積極的に開示していることは、 ハードルをクリアするための対応策につながっている ように感じられる。情報開示することで、合法的なビ ジネスを行っていることをアピールしているような印 象を受けるからだ。こうした点は、日本企業にとって も参考になるのではないだろうか。

17年5月19日には、ロウハニ大統領が2期目を狙 う大統領選挙が予定されている。誰が次期大統領とな ろうとも、外交努力によって核問題を平和裏に解決し た画期的な多国間の核合意をイランが順守する可能性 は高い。またこの合意を意味のあるものにするために は、世界各国が定められたルールの下、イランとの経 済関係を再構築することが重要となろう。

イランビジネスが本格化するのはこれからである。 日本政府には、イラン政府が進めるビジネス環境整備 に協力するとともに、残されたハードルをクリアでき るよう欧州各国と協調することが期待される。